

最高裁秘書第1230号

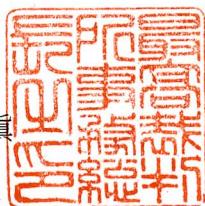
令和4年4月28日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



### 苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、札幌高等裁判所がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

#### 1 苦情の申出の内容

##### (1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

刑訴法19条に基づく移送請求の可否を判断する際、弁護人の主張の具体的な内容及び検察官請求証拠に対する意見の見込みが不明であることは移送を否定する事情となっていることが分かる裁判官の研修資料その他の文書

##### (2) 苦情の申出がされた日

令和3年10月11日付け（同月13日受付）

#### 2 答申番号

令和3年度（情）答申第48号

担当課 秘書課（文書室）電話03（4233）5240（直通）